

栃木県立がんセンターにおける公的研究費の適正使用に関する行動規範

(平成 30 年 2 月 1 日制定)

この行動規範は、厚生労働省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 26 年 3 月 31 日）」等をふまえて、公的研究費を使用する上での、当センターの研究者及び事務職員等（以下「研究者等」という。）としての取組の指針を明らかにするものである。

- 1 栃木県立がんセンターの職員としての誇りと自覚を持ち、関係法令、規程等を遵守し、研究費等の使用にあたっては、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くおそれのないよう行動すること。
- 2 公的研究費の原資は、国民の税金であることを常に意識し、その使用に関する説明責任を自覚すること。
- 3 研究者等は、公的研究費を計画的かつ効率的に使用するとともに、実態のない経費の使用や目的外使用など、不正な使用を行わないこと。
- 4 事務職員は、公的研究費の適正な執行を確保し、効率的かつ適正な事務処理を行うこと。
- 5 公的研究費の不正使用が疑われる場合は、速やかに通報窓口へ通報すること。
- 6 研究者等は、研究倫理や公的研究費の使用ルールに関する研修等に積極的に参加すること。